

ひきこもり対策推進事業

ひきこもりの定義

さまざまな要因の結果として、社会的参加を回避し、原則的には**6か月以上**にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を示す

広義のひきこもりは、全国で**69.6万人**（内閣府調査）
（ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する人等も含む）

さいたま市の人口で推計すると、**広義ひきこもり7,000人**

【不登校（30日以上欠席）：小学校約200人、中学校約900人、その内全欠60人弱】

ひきこもりの課題

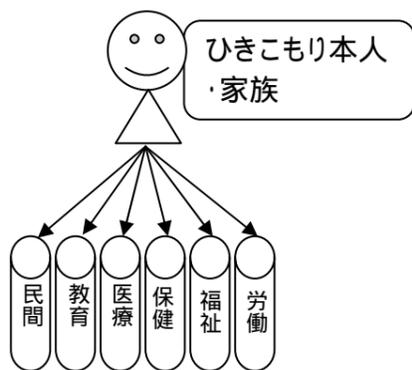
ひきこもりは、概ね3群に大別される（全国5か所の精神保健福祉センターに本人が来所した事例を調査）

統合失調症や気分障害など、薬物療法が中心となるもの

広汎性発達障害や精神遅滞など、特性に応じた生活・就労支援が中心となるもの
パーソナリティ障害や適応障害など、心理療法的アプローチが中心となるもの

支援方針がそれぞれの群や個別事例で異なるため、ひきこもりの支援には、医療機関、保健・福祉相談機関、教育機関、民間支援機関、就労支援などの機関が連携のためのネットワークを十分に取ることが重要。

現状の問題点 本市のひきこもり対策



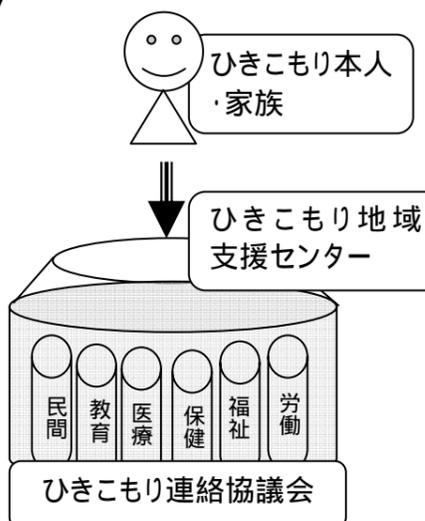
ひきこもりに特化した総合的な相談窓口がないため、本人や家族が最初に訪れた相談機関に対応が限定されてしまう

関係機関のネットワークがまだ十分に形成されていない

本人又は家族に、ひきこもり施策等の必要な情報が届いていない

その結果、その人の特性に応じた適切な対応が取りづらく、早期の総合的な対応が遅れ、ひきこもりが長期化する（親亡き後の自立が困難）

「(仮称)さいたま市ひきこもり支援センター」設置後



業務内容：

ひきこもりに関する第1次相談窓口として市民に周知し、ひきこもり本人、家族等からの電話・来所・訪問などによる相談に応じる（ワンストップサービス）

対象者の状態に応じた適切な支援を行うため、**関係機関からなる連絡協議会を設置**し、情報交換等各機関の恒常的な連携を図る。

対象者の必要に応じて、医療・教育・労働・福祉などの適切な相談機関につなげるための**オーダーメイドのコーディネート**を行う（早期対応の観点から児童期を特に重点化）

ひきこもり問題に関する普及啓発を図るとともに、地域におけるひきこもりに関する関係機関・事業紹介などの**情報発信**を行う。

体制と予算

場所：保健部こころの健康センター内（児童期並びに成人期）

職員：精神保健福祉士（ひきこもり支援コーディネーターとして）各2名 計4名

（ひきこもり対策推進事業実施要領（厚労省））

本市のポイント

市直営（連携の基盤が未だない。現時点で委託先がない）

常勤スタッフの確保（非常勤職員では、この事業に必要な長期的なノウハウの蓄積、資質の担保が困難。また、メールが使えないなど業務の制限の影響が甚大）

将来は、（仮称）子ども総合センターへ移転（さらなる連携強化）

予算額 3,560千円（専用電話回線使用料、協議会運営費等）

（国庫補助金1/2 セーフティネット支援対策等事業費補助金）

他政令市の状況

●平成23年10月12日現在、**政令市で11か所が設置**

●うち市の直営が、川崎・横浜・浜松・大阪・堺・岡山の6か所

●職員体制（市直営）

川崎市：6人体制（2人常勤、4人非常勤職員）

横浜市：総員16名（全体）平成23年4月非常勤職員3人増員

浜松市：4人体制（増員なし）実際には他の職員も手伝っている

大阪市：4人体制、平成21年2人増員（1人は常勤、1人は非常勤職員）

堺市：成人期のみ2人体制（平成23年4月に非常勤職員2名を増員）

実際は10人の常勤職員が手伝っている

岡山市：8人体制、うち非常勤職員4人増員（平成22年度1名、平成23年度3名）